

7.（3）自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）

1.（自動継続）

(1) この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了したため、自動継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（預金の支払時期等）

この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この預金は当行が認めた場合、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金する取扱い（以下「自動解約扱」といいます。）もできます。

（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）

3.（利息）

(1) 自由金利型定期預金（M型）の場合

① 自由金利型定期預金（M型）（複利型）の場合

A 自由金利型定期預金（M型）（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）に、この預金とともに支払います。

（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）

B この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 自由金利型定期預金（M型）（複利型）以外の場合

A 自由金利型定期預金（M型）（複利型）以外の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって計算し、満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）に、この預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）

(A) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後（自動解約扱の場合は各中間利払日）に、あらかじめ指定された方法により次のとおり（自動解約扱の場合は後記bまたはcにより）支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）

a 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）

b 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

c 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

(B) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。

B この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2) 自動継続自由金利型定期預金（M型）の場合

① 自動継続自由金利型定期預金（M型）（複利型）の場合

A 自動継続自由金利型定期預金（M型）（複利型）の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下3の(2)の①および②において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前記1の(2)の利率。以下、自由金利型定期預金（M型）の場合も含めてこれらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了したため、自動継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。

B 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

② 自動継続自由金利型定期預金（M型）（複利型）以外の場合

A 自動継続自由金利型定期預金（M型）（複利型）以外の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

(A) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払利息を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）

(B) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

B この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

(A) 預入日1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(B) 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

a 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

b 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする中間利息定期預金とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

(C) 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ

入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- C 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第6条第5項によりこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型については6か月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。
- ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- | | |
|---------------|--|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上9か月未満 | 預入日現在の自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」といいます。）の預入期間6か月の店頭表示利率×70% |
| ③ 9か月以上1年未満 | 預入日現在のスーパー定期の預入期間9か月の店頭表示利率×70% |
| ④ 1年以上1年6か月未満 | 預入日現在のスーパー定期の預入期間1年の店頭表示利率×70% |
| ⑤ 1年6か月以上2年未満 | 預入日現在のスーパー定期の預入期間1年6か月の店頭表示利率×70% |
| ⑥ 2年以上2年6か月未満 | 預入日現在のスーパー定期の預入期間2年の店頭表示利率×70% |
| ⑦ 2年6か月以上3年未満 | 預入日現在のスーパー定期の預入期間2年6か月の店頭表示利率×70% |
| ⑧ 3年以上4年未満 | 預入日現在のスーパー定期の預入期間3年の店頭表示利率×70% |
| ⑨ 4年以上5年未満 | 預入日現在のスーパー定期の預入期間4年の店頭表示利率×70% |
| ⑩ 5年以上6年未満 | 預入日現在のスーパー定期の預入期間5年の店頭表示利率×70% |
| ⑪ 6年以上7年未満 | 預入日現在のスーパー定期の預入期間6年の店頭表示利率×70% |
| ⑫ 7年以上8年未満 | 預入日現在のスーパー定期の預入期間7年の店頭表示利率×70% |
| ⑬ 8年以上9年未満 | 預入日現在のスーパー定期の預入期間8年の店頭表示利率×70% |
| ⑭ 9年以上10年未満 | 預入日現在のスーパー定期の預入期間9年の店頭表示利率×70% |
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（預金の一部解約） ※2021年11月1日より「一部解約型」新規取扱中止

- (1) 預入期間3年以上とする複利型で一部解約を定めたこの預金（以下「一部解約可能型スーパー定期」といいます。）を預入日の1年後の応当日（据置期間の満了日）以降に1万円以上1円単位の金額で満期前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は、上記に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。
- (2) 一部解約可能型スーパー定期の預入日現在において当行がこの預金に適用する利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって適用する利率に差異を設けている場合で、一部解約可能型スーパー定期の一部解約後の残余の預金元金金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部解約後の残余の預金には、一部解約日以降は、この預金の預入日に当該残余の預金元金金額相当額を預入れた場合の利率を適用します。

5.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を自動解約扱以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、通帳または証書のみでも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。書替継続後の証書は通帳への切り替えの扱いとなります。

6.（中間利息定期預金）

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記3の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については、通帳での預入れの場合は通帳に記入し、証書での預入れの場合は原則として証書を発行しないこととし中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)
 - ② A 自動解約扱以外の方法で中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。書替継続後の証書は通帳への切り替えの扱いとなります。
 - B 自動解約扱の場合の中間利息定期預金の元利金は、満期日にこの預金の元

利金とともに指定口座へ入金します。

（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）

- ③ 中間利息定期預金のみを解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

なお、自動解約扱の場合は、満期日にあたり前記②のBの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は指定口座へ入金しません。また、自動継続扱の場合は、次回の継続にあたり前記3の(2)の②のBの(B)のbの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。自動継続後の証書は通帳への切り替えの扱いとなります。

以 上